



2025 年度 神戸市育児休業等代替任期付職員 (保育士)採用選考案内

- 採用予定日：2026 年 4 月 1 日 または 7 月 1 日 ※原則
- 受付期間：2025 年 11 月 21 日（金曜）～2026 年 3 月 31 日（火曜）

本試験から制度が変わります！

○任用期間を明確にし、よりご自身の力を発揮しやすい環境づくりのため、任用後の任期を固定化する制度変更を以下のとおり行います。

★ポイント★

1. 任用期間の拡大

任期について、1 年以上 3 年未満（職員の育児休業状況に応じて決定）から、原則、3 年間へ拡大します。

2. 採用開始日の固定化

採用選考合格後、職員の育児休業状況に応じて順次採用されていましたが、採用日は、本人のご希望も踏まえた年 4 回のいずれかの時期に固定化されます

旧制度	
名称	育児休業代替任期付職員
任期	1 年以上 3 年未満 (職員の育児休業状況に応じて決定)
採用日	順次採用 (職員の育児休業状況に応じて決定)



新制度
育児休業等代替任期付職員
原則 3 年間 (固定)
年 4 回のいずれか (4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日)

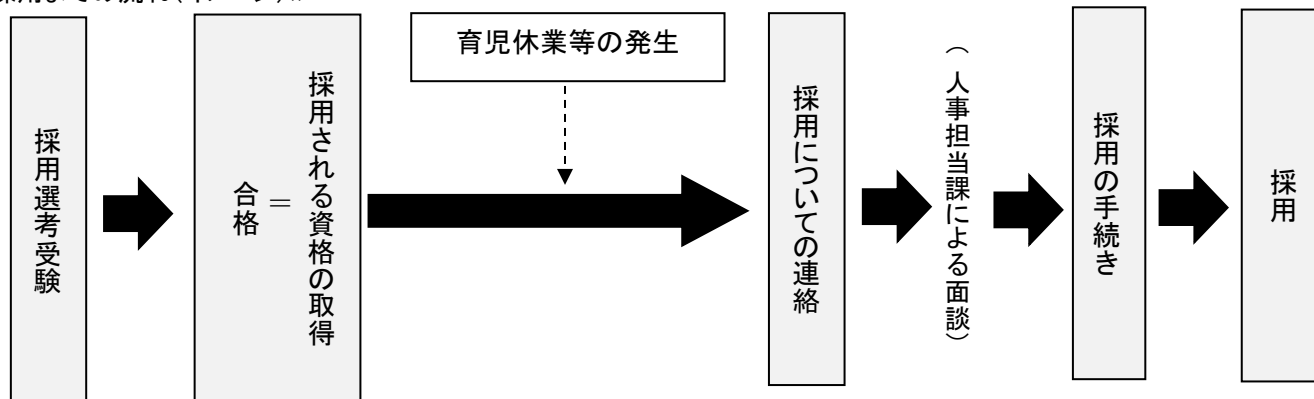
神戸市育児休業等代替任期付職員とは

- 育児休業を取得した職員等の代替として配置されます。
- 任期が定められていることを除けば、職務内容や勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、原則として一般の職員と同様の扱いになります。
- 任期は原則として 3 年で、場合によっては人事異動を伴います。
- 採用日は原則として、本人の希望も踏まえた年 4 回のいずれか（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日）になります。

本選考の合格者の採用日について

- 本選考の合格者は、採用される資格を取得します。（当該資格の有効期間は 2027 年 3 月 31 日まで。）
- 採用日は原則として、2026 年 4 月 1 日または 7 月 1 日で、本人の希望も踏まえ決定します。（職員の育児休業の取得状況等により 2026 年 10 月 1 日又は、2027 年 1 月 1 日での採用となる場合や、採用されない場合もあります。）

＜採用までの流れ（イメージ）＞



詳細は次項の「4 合格から採用まで」をご参照ください。

1 受験資格

選考区分	採用 予定数	受 験 資 格	
		年 齢	学 歴 等
保育士	約 90 名 (2026 年度の年間 採用見込数)	—	次の各号の一に該当する人 ア 厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した人 及び採用日までに卒業見込みの人 イ 都道府県知事の実施する保育士試験に合格した人及び採用日までに保育士 試験に合格する見込みの人

○上表にかかわらず、地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②1999 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

○上表の採用予定数は、変更する場合があります。

○2025 年 11 月 21 日（金曜）から 2026 年 3 月 31 日（火曜）の受付期間中、申し込むことができるのは 1 度までです。

2 場所・選考科目

場所	選考科目	内 容
神戸市役所 1 号館 (予定)	作 文	作文題については、選考当日に指定します。（40 分）
	面 接	個別面接又は集団面接により行います。（15～20 分）

※選考日時は申込者に対し選考に関するご案内として別途メールでご連絡します。

3 合格発表

(1) 合格発表

選考実施後、1 か月以内をめどに神戸市ホームページ（https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/s_hikaku_menkyo_roumusyokuin.html）で、合格者の受験番号を掲載します。

また、合格者には文書で通知をしますが、不合格者への通知は行いません。

(2) 選考結果

この選考を受験した人で選考成績の通知を希望する場合は、以下の方法でお知らせします。

- ① 対象者：選考不合格者
- ② 内 容：総合成績ランク
- ③ 期 間：合格発表日から 1 月以内
- ④ 手続き：成績通知請求書に必要事項を記入し、宛先明記の返信用封筒と受験票を同封し、郵便で請求してください。
詳細は選考時にお知らせいたします。 ※電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

4 合格から採用まで

- (1) 育児休業等代替任期付職員は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、産前産後休暇、育児休業を取得する職員等の代替として、任期を定めて採用します。
- (2) 任期は原則として 3 年です（人事異動あり）。ただし、職員の育児休業の取得状況等に応じて任期を延長する場合があります。
- (3) 採用選考合格者は、採用予定日に採用される資格を取得します。採用される資格の有効期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとします。（その間、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用についての連絡をします）
- (4) 採用の時期は、原則 2026 年 4 月 1 日または 7 月 1 日です。職員の育児休業の取得状況によっては 2026 年 10 月 1 日又は、2027 年 1 月 1 日での採用となる場合や、採用されない場合もあります。
- (5) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

- (6) 受験時に保育士免許を取得見込み等であった人で、採用日までに取得できなかった場合は採用されません。
- (7) 神戸市育児休業等代替任期付職員への採用は、神戸市職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、その他の職員採用の際に優先されるものではありません。
- (8) 職員の育児休業の取得状況によっては、すぐに採用されない場合や採用選考に合格しても採用されない場合があります。また、採用される資格を取得してから採用までの間に、人事担当課による面談を実施することがあります。
- (9) 日本の国籍がなく、就職が制限されている在留資格者は、採用されません。
- (10) 採用選考の受験者については、児童福祉法第18条の20の4の規定に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（以下、「特定登録取消者」といいます。）に該当するか否かの検索を行います。予めご了承ください。
- (11) 受験者が特定登録取消者に該当することが判明した場合、選考での評価にかかわらず、不合格とする場合があります。また、合格発表後に該当することが判明した場合、採用を行わない場合があります。

5 職務内容等

採用された人は、概ね以下の業務に従事します。なお、以下の記載は例示であり、配属される部署によって、これら以外の業務に従事する場合もあります。（日本国籍を有しない方は、「公務員に関する基本原則」に基づき、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません）

職 務 内 容
保育所での乳幼児の保育、児童発達支援センターでの障害児への療育支援、 こども家庭センター（一時保護所）での保育及び支援 等

6 給与・勤務条件等

（１）給与（初任給等）

学 歴	初任給 （地域手当を含む）
大 学 卒	約 252,000円
高専・短大卒	約 224,000円

- ①この額は2025年4月1日現在の額です。
- ②職務経歴等のある場合は、上表の額に一定の基準で加算されます（初任給の例（大学卒の場合）は下記参照）。
- ③初任給の算定等に用いる学歴区分は、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校その他これに相当すると神戸市人事委員会が認める学校等の区分によります。
- ④上表のほか、家族やすまい、勤務内容等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.6月分・2024年度実績）、退職手当などが支給されます。

【初任給のモデルケース（大学卒の方の場合）】

正規の職務経歴年数 （ ）内は想定年齢	初任給（保育士） （地域手当を含む）
3年（25歳）	約 267,000円
8年（30歳）	約 275,000円
13年（35歳）	約 283,000円
18年（40歳）	約 290,000円

（2025年4月1日現在）

- ◆ この額は2025年4月1日現在の額です。
- ◆ 初任給は、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、一定の基準により決定します。
※上表は、大学卒で、本市職員と同種・正規の職務経歴を有する方のモデルケースです。
※最終合格発表後、卒業証明書や職歴証明書など、最終学歴や経歴等を確認するための証明書類を提出していただきます。
- ◆ 初任給の算定等に用いる学歴区分は、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校その他これに相当すると神戸市人事委員会が認める学校等の区分によります。

（２）勤務時間・休日等 ※勤務場所などによって異なる場合があります。

- 勤務時間：平日7時間25分・土曜日6時間40分（早出・遅出あり）
- 休 日：土曜日（4週に1回の頻度で勤務有）、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- 休 暇：年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など
- 試用期間：6ヶ月
- 福利厚生：共済制度（病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等）、地方公務員災害補償制度など

7 申込手続

申込方法	提出書類を以下の宛先に、Eメールで提出してください。 申し込み後、数日以内に申込みメールのメールアドレス宛に神戸市行財政局人事課から電子メールで受付連絡が届きますので、確認してください。届かない場合は、問合せ先に必ずお問い合わせください。 ※「@city.kobe.lg.jp」のドメインからのメールを受信できるようにしてからお申し込みください。 ※特定登録取消者に該当する場合は、あらかじめその旨を申込の際に申告してください。 ＜提出書類＞ ①申込書 ②自己紹介書 神戸市職員採用ホームページに掲載している所定の様式に、必要事項を入力の上、作成してください。 自己紹介書は面接の際の資料として用います。 ③保育士証の写し 保育士資格を既に取得されている場合のみ添付してください。 ※提出書類のファイル名は以下のとおりとしてください。 ・ 申込書：申込書（保育士・氏名） ・ 自己紹介書：自己紹介書（保育士・氏名） ・ 保育士証の写し：保育士証（保育士・氏名） 宛先：神戸市行財政局人事課 件名：2025 年度神戸市育児休業代替任期付職員（保育士）採用選考の応募について E メールアドレス：hoikushi_saiyou@city.kobe.lg.jp
申込後の流れ	① 申込後、選考に関するご案内と「受験票兼申込票」をメールします。 ② 「受験票兼申込票」をA4サイズで印刷し、署名欄に自署し、切り取り線に従い切り取ったうえで、選考日に持参してください。

申込みにあたってご不明な点は、問合せ先（神戸市お問い合わせセンターまたは神戸市行財政局人事課（メールアドレス：hoikushi_saiyou@city.kobe.lg.jp）までお問い合わせください。

◆◆◆受験手続等についての問合せ先◆◆◆
神戸市お問い合わせセンター（年中無休 8:00～21:00）
電話：0570-083-330 または 078-333-3330

2025 年 11 月 発行
神 戸 市